

団体傷害保険のご案内

保険料

10%
割引

保険期間

2024年12月1日午後4時から2025年12月1日午後4時まで

中途加入が可能ですので、ご加入をご希望の方は教育厚生会までお電話ください。



傷害補償

■日常生活全般プラン

国内外での「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガをした場合に保険金をお支払いします。

例えば…

- ・交通事故によるケガ
- ・工作中的ケガ
- ・家庭内でのケガ
- ・旅行中のケガ
- ・スポーツ中のケガ



個人賠償責任

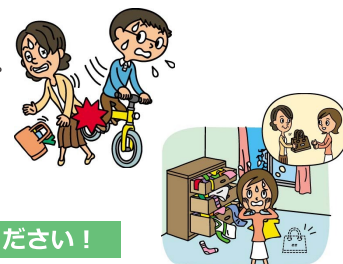
■日常生活全般プラン

国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

*1 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含まれません。

例えば…

- ・自転車を運転中、誤って歩行者と接触し、ケガをさせた。
- ・買い物中、誤って商品を壊してしまった。
- ・レンタルしたドレスを誤って破ってしまった。
- ・他人から借りた旅行カバンを盗まれた。
- ・ゴルフ中にボールをぶつけてケガをさせてしまった。



相手方との示談交渉は東京海上日動にお任せください！

国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

保険金額・保険料表

<個人コース 1口ご加入の場合>

団体割引：10%

傷害補償	型	本人型
	タイプ名	Aタイプ
	職種級別*1	A
	死亡・後遺障害保険金額	200万円
	入院保険金日額*2(1日あたり)	2,000円
	通院保険金日額(1日あたり)	1,000円
タイプ名		Fタイプ
	個人賠償責任保険金額(家族型)	国内：1億円 国外：1億円
	保険料(月払)	860円

*1 傷害補償の「日常生活全般プラン」の保険料は、保険の対象となる方ご本人の職種級別によって異なります。表示の保険料は職種級別A(事務従事者、学生、家事従事者等、職種級別B以外)の方を対象としたものです。詳細は募集パンフレットにてご確認ください。

*2 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

※団体傷害保険は、一般財団法人青森県教育厚生会 の団体総合生活保険のペットネームです。

※このチラシは団体総合生活保険の概要についてご紹介したものです。ご加入(同じ内容で更新する場合を含みます。)にあたっては、必ず募集パンフレットに記載の「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。

※保険の対象となる方またはその家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。

※今回更新いただく団体総合生活保険につきまして、一部改定があります。補償内容・保険料等の主な改定点は、パンフレット別紙記載の「商品改定のご案内」をご確認ください。

【今年度の主な改定点】

※個人賠償責任につき、保険金のお支払実績等を踏まえ保険料を引き上げます。また、学校等から貸与されているノートパソコン・タブレット端末等を受託品賠償の補償対象とします。その他の補償内容・保険料等の主な改定点はパンフレット別紙記載の「商品改定のご案内」をご確認ください。

パンフレットのご請求・お問い合わせ先

一般財団法人 青森県教育厚生会
〒030-0823 青森市橋本1-2-25(青森県教育会館3階)
TEL : 0120-310-413
FAX : 017-777-0741
受付時間：平日午前8時30分～午後5時15分

代理店

【引受保険会社】
東京海上日動火災保険株式会社
担当課：青森支店 青森支社
〒030-0861 青森市長島2-19-1
TEL : 017-775-2424
受付時間：平日午前9時～午後5時